

令和3年6月16日招集

## 第4回若桜町議会定例会会議録

(令和3年6月18日)

若桜町議会事務局

令和3年第4回若桜町議会定例会（第3号）

招集年月日	令和3年6月18日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前9時30分			
応招議員	1番	梶原 明	6番	前住 孝行
	2番	青木 一憲	7番	中尾 理明
	3番	山根 政彦	8番	山本 晴隆
	4番	山本 安雄	9番	川上 守
	5番	小林 誠		
不応招議員				
出席議員	1番	梶原 明	6番	前住 孝行
	2番	青木 一憲	7番	中尾 理明
	3番	山根 政彦	8番	山本 晴隆
	4番	山本 安雄	9番	川上 守
	5番	小林 誠		
欠席議員				
地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者	町 長	矢部 康樹	教 育 長	新川 哲也
	副 町 長	盛田 聖一	教育委員会次長	谷口 国彦
	総務課長	藤原 祐二	ふるさと創生課 課長	谷本 剛
	地域整備課長	竹本 英樹	農山村整備課長	中島 毅彦
	会計管理者	小林 貴之	にぎわい創出課 課長	川戸 康之
	町民福祉課長	上川 恭子	税 務 課 長	前田 弥生

## 会議の顛末

(本会議 6月18日)

### 議長 (川上守)

おはようございます。ただいまの出席議員数は9人です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

#### 議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

#### 日程第1

議案第41号 令和3年度若桜町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第41号 令和3年度若桜町一般会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第2

議案第42号 令和3年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第42号 令和3年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第3

議案第43号 令和3年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第43号 令和3年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり

可決されました。

#### 日程第4

議案第44号 令和3年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第44号 令和3年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第5

議案第45号 特別職の職員等で非常勤のものの給与に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第45号 特別職の職員等で非常勤の

ものの給与に関する条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第6

議案第46号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第46号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第7

議案第47号 若桜町特別医療費助成条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第47号 若桜町特別医療費助成条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第8

議案第48号 若桜町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第48号 若桜町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前 9時34分 休憩

(追加日程配布)

午前 9時35分 再開

議長 (川上守)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。

ただいま、町長から議案第49号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

議案第49号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1

議案第49号 財産の取得について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長 (矢部康樹)

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第49号 財産の取得について、でございますが、これは、財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規程により、次のとおり本議会の議決をお願いするものであります。

その内容は、記、1 財産の内容、除雪ドレーザー1台。2 契約の方法、指名競争入札。

3 契約の相手方、鳥取市湖山町東2丁目237、三洋重機株式会社、代表取締役 花原俊。

4 契約金額、金15,840,000万円。

5 取得の目的、除雪ドレーザーを更新し、効率的な除雪を行うことで、冬季の交通確保を図る。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

## 議長（川上守）

これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
（質疑なし）  
質疑なしと認めます。  
暫時休憩します。

午前 9時37分 休憩  
（全員協議室において詳細説明）  
午前 9時46分 再開

## 議長（川上守）

休憩前に引き続き、会議を再開します。  
議案第49号 財産の取得について、を議題とします。

これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
（質疑なし）  
質疑なしと認めます。  
質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。  
（討論なし）  
討論なしと認めます。  
討論を終結します。  
議案第49号 財産の取得について、を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
（異議なし）  
異議なしと認めます。  
したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。  
日程第9  
陳情第4号 地方財政の充実・強化を求める陳情を議題とします。  
常任委員長の報告を求めます。  
総務産業教育民生常任委員長、山根政彦議員。

## 議員（山根政彦）

若桜町議会報告第7号 総務産業教育民生常任委員会審査報告。

1 付託案件の名称、陳情第4号 地方財政の充実・強化を求める陳情。

2 審査の経過、令和3年6月16日の本会議において当委員会に付託された上記案件を審査するため、6月16日に委員会を開催し、慎重に審査を行ったので、結果を次のとおり報告します。

3 審査の結果、当委員会に付託された陳情第4号は、採択すべきものと決定しました。

ご審議のほどよろしくお願いします。

## 議長（川上守）

ただいま、常任委員長から報告がありましたが、質疑はありませんか。

（質疑なし）  
質疑なしと認めます。  
質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。  
（討論なし）  
討論なしと認めます。  
討論を終結します。  
陳情第4号 地方財政の充実・強化を求める陳情を採決します。  
お諮りします。  
本件に対する委員長の報告は採択です。  
陳情第4号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。  
（異議なし）

異議なしと認めます。  
したがって、陳情第4号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

## 日程第10

議員提出議案第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書を議題とします。

趣旨説明を求めます。山根政彦議員。

## 議員（山根政彦）

議員提出議案第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書。

上記意見書を別紙のとおり提出する。

令和3年6月18日提出、提出者 若桜町議会議員 山根政彦、賛成者 若桜町議会議員 小林誠、同じく中尾理明、同じく山本晴隆、同じく前任孝行、同じく山本安雄、同じく青木一憲、同じく梶原明、同じく川上守。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）でございます。かいつまんで読ませさせていただきます。

新型コロナウイルスの出現により、いま地方自治体には新たに多くの行政需要が発生しています。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、「新しい生活様式」への変化を余儀なくされた市民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められています。それと同時に、医療・介護など、社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、少子・高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要も、これまで以上に高まりつつあります。

こうした地方の財源対応について、2021年度の地方財政計画までは、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきました。しかし、新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政出動が行われる中、2022年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されています。

このため、2022年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積り、地方財政の確立を目指すよう、以下の事項の実現を求めます。

1としまして、社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増

大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。

2、とりわけ新型コロナウイルス対策として、より全体的な保健所体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また、地域経済の活性化まで踏まえた、十分な財源措置を図ること。

3、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。人材を確保するための自治体の取組を支える財政措置を講じること。

4、自治体業務システムの標準化については、目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなど、より柔軟に対応すること。地域経済を活性化させるためにも、地域デジタル社会推進費の有効活用も含めて対応すること。

5、「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保をはかること。

6、会計年度任用職員制度について、所要額の調査を行うなどして、さらなる財政需要を十分に満たすこと。

7、特別交付税の配分に当たり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。

8、森林環境譲与税の譲与基準については、より林業需要の高い自治体への譲与額を拡大されるよう見直すこと。

9、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。また、コロナ禍において各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方6団体など通じて、自治体の意見や財政に与える影響を十分に検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応

をはかること。

10、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

11、地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月18日、鳥取県若桜町議会。  
内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣、衆議院議長、参議院議長様宛でございます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第11

「閉会中の継続調査」について、を議題とします。

総務産業教育民生常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会から、会議規則第

75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員会申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、各委員会から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### 日程第12

「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、会議規則第127条の規定により、お手元に配布しました「議員派遣の件」のとおりとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については原案のとおり決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第4回若桜町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前 9時56分 閉会